

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 2 7 号

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和４７年小牧市条例第
１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表展示場の項を次のように改める。

展示場	1				1,730
	2				1,850
	3				2,160

別表第１の１の表音楽スタジオの項を次のように改める。

音楽スタジオ	1	2時間以内につき	880
	2	2時間以内につき	420

附 則

- この条例は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、別表第１の
１の表展示場の項の改正規定は、令和７年３月２２日から施行する。
- この条例の施行の日前に同日以後の音楽スタジオの利用を申請した者
からは、同日前においても改正後の小牧市公民館の設置及び管理に関す
る条例（以下「新条例」という。）に定める額の使用料を徴収すること
ができる。
- 別表第１の１の表展示場の項の改正規定の施行の日前に同日以後の展
示場の利用を申請した者からは、同日前においても新条例に定める額の
使用料を徴収することができる。